

〔事案 27-16〕 契約無効請求

・平成 27 年 12 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

保障内容に手術給付金が含まれていると誤認して契約したことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 2 月に契約したがん保険について、契約の際、募集人より、「がんになったら出ますよ」という説明のみで保障内容に手術給付金が含まれていないという説明がなく、それが分かっていたら契約しなかったので、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款にしたがった内容にて契約が成立したことは明らかであり、意思表示に齟齬はなく、錯誤に陥っていたとは認められない。
- (2) がん保険一般において、手術給付金の保障が当然含まれるといった根拠はなく、保障内容に手術給付金が含まれているか否かに関わる動機が申立人から表示された事実は認められない。
- (3) 契約後、申立人は、募集人との通話により保障内容に手術給付金が含まれていない事実を認識していたが、その後 7 年間以上にわたり契約を継続させており、契約を追認したものと認められる。また、名義変更請求、給付金請求をしており、いずれも契約が有効に存続することを前提とした行為であり、同じく追認したものと認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明内容に不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。